

さいたま市葬祭場等建築等指導要綱運用指針

(目的)

第1条 この指針は「さいたま市葬祭場等建築等指導要綱」(以下「要綱」という。)の施行に際し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において用語の意義は要綱の例による。

(標識の設置)

第3条 葬祭場等の建築主等は、要綱第9条第1項に規定する標識について、風雨等により容易に破損しない方法で設置するとともに、記載事項が不鮮明にならないよう維持管理するものとする。

(届出書の様式)

第4条 要綱第9条第3項に規定する届出書に、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 敷地及びその付近の写真
- (3) 要綱第9条第1項の規定により設置した標識の写真

(事前説明会)

第5条 要綱第10条第1項に規定する事前説明会において、同項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項についても説明するものとする。

- (1) 計画施設の構造及び規模
- (2) 計画施設の敷地の形態及び規模
- (3) 計画施設及び附帯施設の位置及び配置並びに周辺の建築物の状況
- (4) 計画施設の工事期間、工法を含む作業方法及び周辺への安全対策の概要
- (5) 計画施設の営業に関する事項
- (6) 計画施設の管理に関する事項
- (7) 計画施設の周辺生活環境への配慮に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、計画施設の建築及び運営に伴い必要な事項

2 要綱第10条第1項に規定する事前説明会においては、原則として次の各号に掲げる図書を示すものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図

- (3) 各階平面図
 - (4) 立面図（４面）
 - (5) 断面図（２面以上）
- 3 要綱第10条第1項に規定する事前説明会は、必要な要件が満たされている場合に限り「さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例」第9条第1項に規定する住民への説明と兼ねることができる。
- 4 事前説明会に参加できない近隣住民等に対しては、第1項に掲げる事項について第2項の図書を用いて資料投函等にて計画の周知を図るものとし、個別に説明を求められたときは、説明するものとする。

（事前説明会報告書の様式）

第6条 要綱第10条第3項に規定する事前説明会報告書には、協議した内容とともに前条第1項の規定に基づき、協議の際に示した図書を添付するものとする。

（協定書等の様式）

第7条 要綱第11条第2項の規定により締結する協定書等の様式は、任意とする。

（あっせん勧告）

第8条 要綱第13条第3項の規定により、紛争当事者の一方から紛争の調整の申出があった場合において、相当な理由があると認められる時は、あっせん開始受諾勧告書（様式第7号）により勧告するものとする。

2 前項の勧告を受けた者は、あっせんの開始に合意するか否かについて、あっせん開始受諾勧告に対する回答書（様式第8号）により市長に回答するものとする。

（あっせんの開始通知）

第9条 要綱第13条第2項又は第3項の規定によりあっせんを行うときは、あっせん開始通知書（様式第9号）により紛争当事者に通知するものとする。

（あっせんの打ち切り通知）

第10条 要綱第15条の規定によりあっせんを打ち切るときは、あっせん打ち切り通知書（様式第10号）により紛争当事者に通知するものとする。

(あっせん又は紛争相談の出席者)

- 第 1 1 条** 紛争当事者以外の者は、市長が行うあっせん又は相談員が行う紛争相談に出席することができない。ただし、あっせんにおいては、市長が相当と認めた紛争当事者の代理人については、この限りではない。
- 2 市長は、あっせん又は紛争相談を行うため必要があると認めるときは、紛争当事者の中から、あっせん又は紛争相談における当事者となる 1 人又は数名の代表者を選定するよう求めることができる。
- 3 紛争当事者は前項の規定により代表者を選定したときは、代表者選定届(様式 1 1 号)を市長に提出するものとする。

(相談員の委嘱)

- 第 1 2 条** 相談員は、法律、建築、環境等に関して専門的な知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 2 相談員が欠けた場合における補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談員の任期)

- 第 1 3 条** 相談員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

(相談員の服務)

- 第 1 4 条** 相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(相談員の解任)

- 第 1 5 条** 市長は、相談員が業務を遂行することができないと認めるとき又は不誠実な行為があったときは、相談員の職を解任することができる。

(補欠相談員の委嘱)

- 第 1 6 条** 市長は、相談員が欠けた場合は、遅滞なく、前任者と同等の知識と経験を有する者に相談員を委嘱しなければならない。

(相談員の報償額)

- 第 1 7 条** 市長は、予算の範囲内において紛争相談の開催に要する費用を負担するものとし、その額は一人あたり日額 10,000 円とする。

(紛争相談の申出)

第18条 市長は、紛争当事者から紛争相談の申出があったときは、相談員が行う紛争相談を開催する。

2 前項の紛争相談の申出は、紛争相談申出書（様式第12号）により行うものとする。

(紛争相談通知)

第19条 市長は、前条の規定により紛争相談を開催するときは、紛争相談通知書（様式第13号）により、紛争当事者に通知するものとする。

附則

この指針は平成27年10月1日から施行する。

附則

この指針は令和2年4月1日から施行する。